令和８年（フ）第４４１４号
大阪市住吉区山之内３丁目７番24号　フィオレ・シニアレジデンス住吉　313号
債務者　平松　　隆
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４４８９号
大阪市西区江之子島１丁目１番９―1422号
債務者　畑　　紀衣
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４５４３号
大阪府交野市藤が尾６丁目４番13号
債務者　金崎　勇貴
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４５７２号
大阪市西成区萩之茶屋１丁目11番22―804号
債務者　筬島　末美
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４６００号
大阪府茨木市西駅前町４番804号
債務者　髙嶺　道子
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４６４２号
大阪府吹田市南吹田１丁目４番32―201号
債務者　鈴木　淳子
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４７５９号
大阪府吹田市南吹田５丁目１番25号　(510)
債務者　井上　妙子
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４７８９号
大阪府枚方市藤阪西町４番４―502号
債務者　水野　　誠
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８３０号
大阪市浪速区大国１丁目13番１―1409号
債務者　植田　　慧
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８３３号
大阪市此花区高見１丁目３番36―606号
債務者　山本友里子
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８６９号
大阪市東淀川区豊新１丁目13番19号　モリハイム豊新Ｂ棟　３号
債務者　吉田　安之（旧姓平川）
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８８７号
大阪市東淀川区南江口２丁目９番４―801号
債務者　落合　隆司
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８９７号
大阪府豊中市庄内栄町４丁目15番４号
債務者　森本　隆夫
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９３４号
大阪市旭区中宮２丁目４番９号
債務者　三谷　明美
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９５５号
大阪市阿倍野区阿倍野筋５丁目９番５号　リーデンベール阿倍野202号
債務者　徳永　和哉
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５００４号
大阪市大正区小林東３丁目14番15号　諸見ハイツ　402号
債務者　松村　梨野
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１１５号
栃木県佐野市赤坂町969番地16
債務者　須永真理子
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

令和８年（フ）第１１６号
栃木県佐野市閑馬町187番地17、住民票上の住所茨城県結城市大字小森116番地１
債務者　中村　洋子
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
宇都宮地方裁判所足利支部